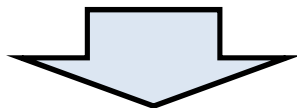


# バルク貯槽の検査期限管理を徹底してください

- ☆バルク貯槽は、製造後20年以内に告示検査を受ける必要があり、検査期限を超過したバルク貯槽でLPガスを供給することは禁止されています。
  - ※バルク貯槽本体及び安全弁以外の附属機器は、製造日から20年以内に検査を受けなければいけません。また、その後は、前回検査日から5年以内に検査を受けなければいけません。
  - ※安全弁は、製造日または前回検査日から5年以内に検査を受けなければいけません。
- ☆告示検査は、保安機関が定期的に行う供給設備点検とは異なるものです。バルク貯槽を設置場所から取り外し、検査場所へ運搬しなければいけないため、検査には一定の期間を要します。
- ☆告示検査を受検しないのであれば、既設のバルク貯槽を廃棄し、新しいバルク貯槽に交換するか、シリンダーでの供給に切り替える必要があります。
  - ※新しいバルク貯槽に交換する場合、液化石油ガス設備工事届書等の提出が必要となる場合があります。
- ☆告示検査の受検等の際し、既存設備に仮設供給設備を接続する場合、液化石油ガス設備工事届書等が必要になることがあります。
  - ※貯蔵能力が500kg超～1,000kg未満のバルク貯槽により、規則第86条の施設又は建築物に供給している場合、仮設供給設備の設置に伴い液化石油ガス設備工事届出書の提出が必要となります。
  - ※バルク貯槽が特定供給設備（1,000kg以上）に該当する場合、変更許可申請が必要となります。



検査期限と作業スケジュールの管理を徹底し、  
余裕を持った対応をお願いします！

あなたの販売店のバルク貯槽は有効期限内にありますか？

チェックしてみてください！



- |               |       |             |                                     |                                       |
|---------------|-------|-------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| ◇ バルク貯槽の数     | ( ) 基 |             |                                     |                                       |
| ◇ 検査期限日確認     |       | 製造日または前回検査日 | 初回                                  | 2回目以降                                 |
| ア バルク貯槽本体     | ( )   | 年 月 日       | <input type="checkbox"/> 製造日から20年以内 | <input type="checkbox"/> 前回検査日から 5年以内 |
| イ 安全弁         | ( )   | 年 月 日       | <input type="checkbox"/> 製造日から 5年以内 | <input type="checkbox"/> 前回検査日から 5年以内 |
| ウ 安全弁以外の附属機器※ | ( )   | 年 月 日       | <input type="checkbox"/> 製造日から20年以内 | <input type="checkbox"/> 前回検査日から 5年以内 |
- ※期限が一番早い機器にて管理